

秋田市北部市民サービスセンター 3階バルコニー防水修繕仕様書

本修繕の範囲および作業は、本仕様書の定めるところによる。

1 対象施設

秋田市北部市民サービスセンター（秋田市土崎港西五丁目3番1号）

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年12月20日まで

3 修繕内容

既存のアスファルト防水シートの劣化部分等を、ウレタン塗膜防水工法で修繕を行うもの。

4 添付書類

図面

5 施工上の注意点

- (1) 本修繕は、事前に北部市民サービスセンターに作業工程表を提出し、承諾を得た上で着工すること。
- (2) 修繕にかかる消耗材等経費は、すべて含むものとする。
- (3) その他、修繕にかかる廃材等が発生する場合は、すべて適切に処理し、その経費も含むものとする。
- (4) 修繕の実施にあたり、周辺への安全確保には、十分留意すること。

6 報告等

業務が完了した時は、速やかに業務完了報告書、着手前、修繕中、完成時の写真を北部市民サービスセンターに提出し、完了の確認を得ること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。